

町田市住みよい街づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市住みよい街づくり条例（平成15年12月町田市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(地区街づくりプランの通知)

第3条 市長は、条例第7条第1項の規定により地区街づくりプランを策定したときは、第8条各号に規定する事項を地区街づくり団体に通知する。

(地区街づくりプラン案の合意の要件)

第4条 条例第7条第4項に規定する当該地区住民等の多数の合意の要件は、次の各号に掲げる地区街づくりプラン案に定める事項に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第7条第2項第1号から第3号までに規定する事項を定めるとき 地区街づくりプラン案の対象となる区域内の地区住民等の過半数の合意

(2) 条例第7条第2項第4号に規定する事項を定めるとき 地区街づくりプラン案の対象となる区域内の地区住民等の3分の2以上の合意

(地区街づくりプラン案の提案)

第5条 条例第7条第4項に規定する市長に対する地区街づくりプラン案の提案は、地区街づくりプラン案提案書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

(1) 地区街づくりプランを定める区域を明らかにした図面

(2) 地区街づくりプラン案提案理由書

(3) 地区街づくりプラン案提案に至るまでの活動経過及び地区住民等に対する公表に関する資料

(4) 地区街づくりプラン案の対象となる区域内の地区住民等の多数の合意が確認できる資料

(意見書)

第6条 条例第8条第3項に規定する意見書の提出は、地区街づくりプランの原案に対する意見書(第2号様式)により行うものとする。

(地区街づくりプランを策定しない場合の通知)

第7条 条例第8条第4項に規定する地区街づくりプランを策定しない場合の通知は、地区街づくりプランを策定しない旨の通知書(第3号様式)により行うものとする。

(地区街づくりプランの告示)

第8条 条例第9条第1項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 地区街づくりプランの名称、位置及び区域

(2) 地区街づくりプランとして定める事項

(3) 地区街づくりプランの縦覧場所

(地区街づくりプランの変更又は廃止の申出)

第9条 地区街づくり団体は、地区街づくりプランの変更又は廃止を申し出るときは、地区街づくりプラン変更(廃止)申請書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該地区街づくりプランが決定されている区域を明らかにした図面

(2) 当該地区街づくりプランの変更又は廃止に係る経過及び当該地区住民等に対する公表に関する資料

(3) 当該地区街づくりプランの対象となる区域内の地区住民等の多数の合意が確認できる資料

(地区街づくりプランの廃止)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、地区街づくりプランを廃止する

ことができる。

(1) 地区街づくりプランの目標を達成したとき。

(2) 地区住民等による地区街づくりプランの実現に向けた活動がなされていないと市長が認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により地区街づくりプランを廃止するに当たっては、あらかじめ町田市街づくり審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により地区街づくりプランを廃止したときは、その旨を告示するものとする。

(街づくり推進地区の指定)

第11条 地区街づくり団体は、条例第12条に規定する街づくり推進地区の指定を申し出るときは、街づくり推進地区指定申出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、街づくり推進地区に指定しないときは、街づくり推進地区に指定しない旨の通知書（第6号様式）により、申出者に通知する。

3 市長は、条例第12条の規定により街づくり推進地区の指定を行う場合において、当該地区内の地区街づくり団体から街づくり推進地区の指定に関する申出がないときは、事前に当該地区街づくり団体から意見を聴かなければならない。

4 市長は、条例第12条の規定により街づくり推進地区に指定したときは、次に掲げる事項を告示するとともに、街づくり推進地区指定通知書（第7号様式）により、地区街づくり団体に通知する。

(1) 街づくり推進地区の名称、位置及び区域

(2) 条例第14条第2項の規定による協議を要する建築行為等の内容

(街づくり推進地区の廃止)

第12条 市長は、次の各号の一に該当するときは、街づくり推進地区を廃止するこ

とができる。

(1) 街づくり推進地区に指定した目的を達成したとき。

(2) 地区住民等による街づくり推進地区に指定した目的の実現に向けた活動がなされていないと市長が認めたとき。

(3) 街づくり推進地区に係る地区街づくりプランが廃止されたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により街づくり推進地区を廃止するに当たっては、あらかじめ町田市街づくり審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により街づくり推進地区を廃止したときは、その旨を告示するものとする。

(街づくり実現方針の策定等)

第13条 街づくり推進地区内の地区街づくり団体は、条例第13条に規定する地区街づくりプランの実現に向けて持続的に取り組むための方針（以下「街づくり実現方針」という。）の策定を市長に申し出ることができる。

2 市長は、街づくり実現方針を策定しようとするときは、地区街づくり団体に対し街づくり実現方針の策定について要請することができる。

3 街づくり実現方針の廃止については、第10条の規定を準用する。

(建築行為等の誘導)

第14条 街づくり推進地区内において建築行為等を行う者は、条例第14条第2項の届出をするときは、街づくり推進地区内における建築行為等の届出及び協議の申出書（第8号様式）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 建築行為等の概要が確認できる図書

(3) 条例第14条第3項の当該地区の地区街づくりプランに指定された事項及び計画内容を示す標識（以下この条及び次条において「標識」という。）の写し並びに当該標識の設置写真

(標識の設置)

第15条 標識は、建築行為等のお知らせ（第9号様式）によるものとし、建築敷地の道路に接する部分（建築敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。

(街づくり検討地区の指定)

第16条 市長は、条例第16条第1項の規定により街づくり検討地区に指定しようとするときは、事前に地区住民等への説明会の開催その他必要な措置を講じ、周知に努めるものとする。

2 市長は、条例第16条第1項の規定により街づくり検討地区に指定したときは、次に掲げる事項を告示するとともに、街づくり検討地区指定通知書（第10号様式）により、地区街づくり団体又は街づくり市民団体等に通知する。

(1) 街づくり検討地区の位置及び区域

(2) 街づくり検討地区指定の理由

(地区街づくりプラン案検討の要請等)

第17条 市長は、条例第17条第1項の規定により地区街づくりプラン案の検討を要請するときは、地区街づくりプラン案検討要請通知書（第11号様式）により、地区街づくり団体又は街づくり市民団体等に通知する。

2 前項の規定による通知があった地区街づくり団体又は街づくり市民団体等は、速やかに地区街づくりプラン案検討に関する回答書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

3 街づくり検討地区における地区街づくりプラン案の提案については、第4条及び第5条の規定を準用する。

(活動の要請等)

第18条 市長は、条例第22条の規定による要請を行うときは、街づくり活動要請通知書（第13号様式）により、条例第32条第2項の規定により登録した街づく

り市民団体に通知する。

2 前項の規定による通知を受けた街づくり市民団体は、当該要請に対する承諾又は不承諾について街づくり活動要請に関する回答書（第14号様式）により、市長に回答しなければならない。

3 前項の規定により要請を承諾することと回答した街づくり市民団体は、市長が別に定める時期までに活動の成果を報告しなければならない。

（申請手続）

第19条 条例第24条、条例第25条第2項、条例第29条及び条例第30条の規則で定める申請手続とは、次に掲げるものとする。

（1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知

（2）都市計画法第（昭和43年法律第100号）32条の規定による公共施設の管理者との協議

（早期周知による街づくりの対象）

第20条 条例第24条第4号の市長が必要と認めた開発等とは、関係住民等へ早期に周知することが望ましいと特に市長が認めたものとする。

（関係住民等）

第21条 条例第25条第1項の関係住民等とは、次に掲げるものとする。

（1）条例第24条に規定する早期周知による街づくりの対象となる開発等（以下「開発等」という。）の敷地境界線から、当該開発等に係る建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内に土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者

（2）開発等の敷地境界線から50メートルの水平距離の範囲内に土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者

（3）前2号に掲げるもののほか、条例第2条に規定する基本理念に基づき、当該地区の特性に応じ、市長が事業者と協議した上で指定した者

2 前項第1号の建築物の高さは、地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。以下同じ。）からの高さとする。ただし、地盤面が複数存するときは、それぞれの地盤面からの高さのうち最高の高さとする。

（事前情報公開の標識設置）

第22条 条例第25条第2項の周辺地域への情報公開を目的とした標識（以下この条及び次条において「標識」という。）は、開発等の構想のお知らせ（第15号様式）によるものとし、開発等の敷地の主要な道路に接する部分（開発等の敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。

（標識設置の届出）

第23条 条例第25条第3項に規定する標識設置の届出は、開発等構想標識設置届出書（第16号様式）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

（1）案内図

（2）標識の設置位置図

（3）標識の設置の状況がわかる写真

（説明会の開催）

第24条 事業者は、条例第25条第3項の規定により標識設置を届け出た日の翌日から起算して15日以内に、条例第26条の説明会（以下この条、次条及び第26条において「説明会」という。）を市長と協議の上、開催しなければならない。ただし、この期間内に説明会を開催できないことにつき正当な理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 事業者は、説明会を開催するときは、開催日の7日前までに関係住民等に周知しなければならない。ただし、この期間内に関係住民等に周知できないことにつき正当な理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

3 事業者は、前項の規定による周知を行ったときは、説明会開催届出書（第17号

様式)を市長に提出しなければならない。

4 説明会においては、次に掲げる事項について説明するものとする。

(1) 開発等の構想の概要

(2) 条例第27条第1項の協議(以下次条及び第26条において「協議」という。)に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項
(関係住民等と事業者との協議)

第25条 協議の要請をしようとする関係住民等は、原則として代表者を定めた上で、協議申出書(第18号様式)を説明会の開催された日の翌日から起算して20日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申出があったときは、街づくり協議要請通知書(第20号様式)により事業者に、街づくり協議申出受理書(第21号様式)により当該申出をした関係住民等に、それぞれ速やかに通知する。

(説明会並びに協議の経過及び結果等の報告)

第26条 事業者は、説明会を開催したときは、条例第28条の規定により説明会の経過及び結果等を説明会開催結果報告書(第22号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 関係住民等及び事業者は、協議を行ったときは、条例第28条の規定により協議の経過及び結果等を協議経過(結果)報告書(第23号様式)により、連名で市長に報告しなければならない。この場合において、市長が連名による報告ができないことについて相当の理由があると認めるときは、関係住民等及び事業者は、それぞれ市長に報告することができる。

(地区街づくり団体の登録等)

第27条 地区街づくり団体は、条例第31条第2項の登録(以下この条及び第29条において「登録」という。)を申請しようとするときは、街づくり団体登録申請書(第24号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 活動の区域を示す図面及び区域設定理由書

(2) 活動計画書（第25号様式）及び活動実績を確認できる書類

(3) 団体運営規則又はそれに準ずるもの

(4) 活動に関し当該活動区域内の地区住民等に周知していることが確認できるもの

2 条例第31条第2項第6号の規則で定める事項とは、次に掲げるものとする。

(1) 当該地区において現に地区街づくり団体として登録されている団体がないこと。

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項に適合していること。

3 登録は、次に掲げる事項を登録簿に登載することにより行うものとする。

(1) 登録番号

(2) 団体の名称

(3) 街づくり活動の目的及び概要

(4) 代表者の氏名

(5) 団体の連絡先

(6) 主たる活動の所在地

(7) 登録の有効期間

(8) 活動の区域

4 市長は、登録を行ったときは、街づくり団体登録決定通知書（第26号様式）により、申請者に通知する。

5 登録を受けた地区街づくり団体は、第3項の登録簿に登載された事項に変更が生じたときは、速やかに街づくり団体登録内容変更届出書（第27号様式）を市長に提出しなければならない。

6 登録を受けた地区街づくり団体は、活動を停止したときは、速やかに街づくり団体活動停止等届出書（第28号様式）を市長に提出しなければならない。

7 登録を受けた地区街づくり団体は、毎年9月末日までに、次年度の活動計画書を市長に提出しなければならない。

（地区街づくり団体の登録有効期間及び再登録）

第28条 地区街づくり団体の登録有効期間は、前条第3項の登録簿に登載された日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、再登録を妨げない。

2 前項の再登録については、前条第1項の規定を準用する。

（地区街づくり団体の登録の取消し）

第29条 市長は、登録を受けた地区街づくり団体が次の各号の一に該当すると認めたときは、その登録を取り消すことができる。

（1）活動内容が条例第1条に規定する目的に適合しないとき。

（2）偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

（3）活動計画書に記載された活動内容と実際の活動内容とが著しく異なっているとき。

（4）街づくり団体活動停止等届出書を提出したとき。

（5）前条第2項の再登録の手続を怠ったとき。

（6）6か月以上活動を行っていないとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、街づくり団体登録取消通知書（第29号様式）により、当該地区街づくり団体に通知する。

（街づくり市民団体の登録等）

第30条 第27条（第2項第1号に係る部分を除く。）から前条までの規定は、街づくり市民団体の登録、登録された街づくり市民団体の登録有効期間及び再登録並びに街づくり市民団体の登録の取消しについて準用する。

（街づくりアドバイザーの登録等）

第31条 条例第33条第2項に規定する街づくりアドバイザー登録者名簿への登

載申請は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行うものとする。

(1) 個人 街づくりアドバイザー登録者名簿登載申請書(個人用)(第30号様式)、履歴書並びに街づくりの実績報告書、学術論文その他の実務経験及び実績等を記載した書類

(2) 法人 街づくりアドバイザー登録者名簿登載申請書(法人用)(第31号様式)、街づくりアドバイザーとして携わる者に係る履歴書並びに街づくりの実績報告書、学術論文その他の実務経験及び実績等を記載した書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、街づくりアドバイザー登録者名簿に登載することを決定したときは、街づくりアドバイザー登録者名簿登載通知書(第32号様式)により、登載しないことを決定したときは、街づくりアドバイザー登録者名簿に登載しない旨の通知書(第33号様式)により、申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により登載することを決定した者を街づくりアドバイザー登録者名簿に登載し、公表するものとする。

4 街づくりアドバイザーは、街づくりアドバイザー登録者名簿に登載された事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

5 街づくりアドバイザーは、街づくりアドバイザー登録者名簿への登載の取消しを申し出るときは、街づくりアドバイザー登録者名簿登載取消申出書(第34号様式)を市長に提出しなければならない。

(街づくりアドバイザー登録者名簿への登載要件)

第32条 条例第33条第3項のその他規則で定める要件は、条例第38条の規定により公表されたことがないこと及び次に掲げるところによる。

(1) 個人の申請者にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

ア 街づくりに関する10年以上の実務経験を有し、地区計画の策定等街づくりにおいて中心的な役割を果たした実績のある者

イ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５２条に規定する大学、同法第６２条に規定する大学院若しくは同法第７０条の２に規定する高等専門学校において街づくりに関する教育研究を行っている常勤若しくは非常勤の教員又は専任講師で、街づくりに関する実務経験を有する者

ウ アに規定する者又はイに規定する者と同等の知識又は経験を有すると市長が認めた者

（２）法人の申請者にあつては、前号アからウまでのいずれかに該当する者が街づくりに携わるものとして２人以上在職していること。

（街づくりアドバイザー登録者名簿の登載有効期間）

第３３条 街づくりアドバイザー登録者名簿の登載有効期間は、街づくりアドバイザーが街づくりアドバイザー登録者名簿に登載された日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

２ 前項の登載有効期間は、街づくりアドバイザーからの登録取消しの申出がなければ、自動的に登録を更新するものとする。

（街づくりアドバイザー登録者名簿からの削除）

第３４条 市長は、街づくりアドバイザーが、次の各号の一に該当すると認めたときは、当該街づくりアドバイザーを街づくりアドバイザー登録者名簿から削除することができる。

（１）街づくりアドバイザーとしての資質に欠けるとき。

（２）偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

（３）第３１条第４項に規定する登載事項変更の届出を怠ったとき。

（４）街づくりアドバイザー登録者名簿登載取消申出書を提出したとき。

（街づくりアドバイザーの派遣等）

第３５条 地区街づくり団体又は街づくり市民団体は、条例第３４条に規定する街づくりアドバイザーの派遣を受けようとするときは、街づくりアドバイザー派遣申請書（第３５号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、街づくりアドバイザー派遣承認（不承認）通知書（第36号様式）により、申請者に通知する。

3 条例第34条第1項第2号の規則で定める街づくり活動とは、次に掲げる活動とする。

（1）地区街づくり団体が地区街づくりプランに基づいて行う活動

（2）地区街づくり団体が条例第11条に規定する制度等の活用を検討する活動

4 条例第32条第3項及び条例第34条第1項第3号に規定する規則で定める活動とは、次に掲げる活動とする。

（1）街づくり市民団体が都市計画マスタープランに示された方針に従って自らの活動目的の実現に向けて行う活動

（2）街づくり市民団体が自らの活動及びその成果を地区住民等に公表した上で地区街づくりプラン案を協働で作成することを目指す活動

（適用除外）

第36条 条例第36条第2号の規則で定める事業とは、次に掲げるものとする。

（1）条例第2条に規定する基本理念に基づいて、協働で行うことが他の法令等で規定されている事業

（2）日常の管理行為又は軽易な行為

（指導）

第37条 市長は、条例第15条、条例第18条及び条例第30条の指導を行うときは、指導書（第37号様式）により行うものとする。

（勧告）

第38条 市長は、条例第37条の勧告を行うときは、勧告書（第38号様式）により行うものとする。

（公表）

第39条 条例第21条、条例第38条及び第31条第3項の規定による公表は、町田市役所及び市民センター（町田市地域センター条例（昭和57年9月町田市条例

第 37 号) 第 2 章第 1 項に規定するセンターをいう。以下同じ。) 前の掲示場への掲示その他の方法によるものとする。

2 条例第 38 条の規定により公表する内容は、次に掲げるものとする。

(1) 公表されるものの氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。団体にあっては名称、代表者の氏名及び主たる活動の所在地)

(2) 勧告に係る建築行為等及び開発等の概要

(3) 勧告の内容

(4) 勧告に従わない事実

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

3 市長は、条例第 38 条の規定による公表を行うときは、公表通知書(第 39 号様式)により、あらかじめ当該公表をされるものに通知するものとする。

(告示)

第 40 条 条例第 8 条第 1 項、条例第 9 条第 1 項、第 10 条第 3 項(第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 11 条第 4 項、第 12 条第 3 項及び第 16 条第 2 項の規定による告示は、町田市役所及び市民センター前の掲示場への掲示によるものとする。

(補則)

第 41 条 この規則に定めるもののほか、住みよい街づくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に登録を受けている地区街づくり団体及び街づくり市民

団体の登録簿の登録有効期間の取扱いについては、改正後の第28条第1項の規定中「翌年度の末日まで」とあるのは「翌々年度の末日まで」とし、街づくりアドバイザーの登録者名簿の登載有効期間の取扱いについては、改正後の第33条第1項の規定中「その日の属する年度の翌々年度の末日まで」とあるのは「その日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日まで」とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。